

秩父市結婚新生活支援事業対象者確認シート

この確認シートで、対象者に該当する場合は、結婚新生活支援事業補助金の申請を
できる場合がありますので、問合せ先へお問い合わせください

結婚を機に、秩父市内にある住宅を新たに購入・賃借した方で、
以下、全てに当てはまれば、この補助金の対象になる可能性があります。

- ☐ 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの期間に婚姻届を提出し受理された夫婦
- ☐ 婚姻届を受理された日において、夫婦が共に **39歳以下**
- ☐ 申請日において、秩父市内に夫婦のいずれかの住民登録がある
- ☐ 申請日において、夫婦のいずれかが補助の対象になる **秩父市内の住宅** に住所を有している
- ☐ 市税等の滞納がない
- ☐ 過去に夫婦の双方が本補助金（他自治体の同趣旨も含む）の交付を受けていない。
- ☐ 申請日において、直近の所得証明書等において、夫婦の所得を合算した金額が、
500万円未満

（※年収や手取り収入とは異なります。給与収入の場合、年収680万円未満が目安です）

所得については裏面もご確認ください

夫婦の所得確認表

	申請者	配偶者
氏 名		
所得金額（R4.1.1～12.31） ※R5年度課税証明書の合計所得金額	円	円
夫婦の所得金額合計（A）		円
貸与型奨学金の年間返済額（B） （R4.1.1～12.31） ※夫婦共に返済している場合は合算		円
判定する所得金額（A）－（B）		円

500万円未満の場合、所得の要件を満たします

補助金給付を受けるにあたって、市が指定する、結婚、妊娠・出産、子育て等に関する
取組に参加をすることが必要です。



問合せ

秩父市 市長室総合政策課

〒368-8686 秩父市熊木町8番15号

電話：0494-22-2823（直通）、メール：seisaku@city.chichibu.lg.jp

所得とは？

- ・給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除金額
 - ・自営業の場合：1年間の売上金額－必要経費
- 個人に複数の所得がある場合は、合算してください。

給与所得者の所得金額とは？（源泉徴収票の見方）

令和 4 年分 給与所得の源泉徴収票											
支払 を受け る 者	住所 又は 居所	秩父市熊木町 8－1 5									
		(受給者番号)									
		(個人番号)									
		(役職名)									
		氏 名									
		(フリガナ)									
		秩父 太郎									
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額			
給与		4 500 000		3 160 000		1 020 000		118 900			
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有 従有		千 円		特 定 人 従人 内 人 従人		そ の 他 人 従人		特 別 人 従人		そ の 他 人 従人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
内 540 000											

所得確認表の記載例

(給与所得のみの場合)

給与所得控除後の金額で判定します

	申請者	配偶者
氏 名	秩父 太郎	秩父 花子
所得金額 (R4.1.1～12.31) ※R5 年度課税証明書の合計所得金額 ※申請時に無職の場合は、0円とする	3,160,000 円	500,000 円
夫婦の所得金額合計 (A)	3,660,000	円
貸与型奨学金の年間返済額 (B) (R4.1.1～12.31) ※夫婦共に返済している場合は合算	204,000	円
判定する所得金額 (A)－(B)	3,456,000	円

500 万円未満のため、所得の要件を満たします